

1. 下水道会計の現行推計

(1) 市債返済金(借換え除く)、市繰入金(市税等)

○市債返済金は H23 年度で約 10 億円、H27 年度まで高水準で推移し、H28 年度以降に減少へ転じる。

* 下水道事業に着手した当初の処理場や汚水幹線など、多大な先行投資の借入分の返済が、H27 年度まで続く。

* 市債残高(主に建設費の財源として借入)は H23 年度末で約 116 億円、すでに残高のピークが過ぎており、今後も減少していく。

○市繰入金(一般会計から下水道会計への繰入金)は H23 年度で 9 億円弱、現行の使用料のまま据え置いた場合、当面は 8 億円台で推移する。

* H28 年度以降、市債返済金の減少に伴い、市繰入金も減少すると推測される。

※市繰入金は、収入不足の補填だけではなく、雨水処理の経費や汚水分の市債返済金の一部など、国の繰出基準による公費負担分もかなり含まれている。

(2) 現行の使用料収入

○近年の有収水量(使用料算定の使用水量)は、特に H23 年度で非常に低い伸びにとどまっている。

* 核家族化や単身世帯の増、節水意識の向上などにより、水量区分(2 箇月分使用水量)40m³ 以下の使用者が増えている。

* 大口事業所等の水量区分 2,000m³ 超では水量が伸び悩んでいる。

○有収水量の伸び悩みにより、使用料収入の増収幅もかなり縮小している。

* 使用料収入は、前回の料金改定および有収水量の増加により H22 年度に一時的に増えたが、H23 年度は米子市の汚水受入れによる増加分を除くと、有収水量が対前年比で微減となっている。

○今後の有収水量は、年平均 60 千 m³ の増加、現行の使用料のまま据え置いた収入では年 11 百万円の増収と推計する。

* 変動の大きい水量区分 2,000m³ 超を除外しても、過去 5 年の水量増は 50 千 m³ に満たない。

* 整備に 3 年を要し、供用開始が最大で 2 年間遅れていた中町～元町周辺の整備が完了したこと、人口密集地区を整備中のため、整備を促進することによって有収水量の増加が見込まれることなどを考慮し、年平均 60 千 m³ の増加を見込む。

* 大口事業所等の水量については不安定な状況が続いており、あまり増加を見込めない。

* H26 には弥生町のコミュニティプラントを下水道に切り換えるため、年間 39 千 m³ の水量増加を見込む。

2. 汚水処理費と使用料収入の比較

(1)依然として汚水処理費(使用料対象経費)が高く、使用料収入との格差は大きい。

※汚水処理費は、汚水処理に要する維持管理費や資本費(汚水分の市債返済金の一部)など、本来は使用料収入で全額賄わなければならない経費である。(国の繰出基準で定められている公費負担の経費を除く。)

○H23 年度時点の汚水処理費回収率(汚水処理費に対する使用料収入の割合)は、7割にとどまる。

○有収水量の伸びが鈍化しているため、使用料収入も計画どおり確保できていない。

(2)現行の使用料のままでは、汚水処理費との格差は当面解消されない。

○有収水量、使用料収入が今後増加するとともに、格差はある程度縮小していく。

○汚水処理費は、微増傾向が続き、削減は困難と考えられる。

*維持管理費は、処理水量の増、将来の増設や老朽化に伴い、増加が予想される。

*資本費は、H28 年度まで高止まり、H29 年度以降に減少へ転じる見通しである。

3. 周辺都市との現行使用料の比較

(1)基本使用料や使用水量 40m³ 以下では、周辺都市と同等か下回っている。

○基本使用料では、周辺都市の水準を下回っている。

○使用水量 40m³ では、周辺都市の平均程度になっている。

(2)使用水量 120m³ 超では、1 市を除き周辺都市の水準を明らかに上回っている。

○特に使用水量が多くなるほど、格差も非常に大きくなっている。(最大で 6 割程度)

4. 使用料見直しの考え方

(1)一般会計からの補填、汚水処理費との格差を縮減するよう、応分の負担とする。

○市繰入金が約 9 億円と多額であり、一般会計を大きく圧迫している状況を是正する。

○汚水処理費との格差をできるだけ改善するよう、必要な改定を検討する。

(2)周辺都市等における使用料も参考として、適正な水準へ見直しを図る。

○使用水量 40m³ 以上の区分では周辺都市の水準を上回っている現状を考慮し、基本使用料部分のみの見直しとする。

(3)その他

○国は経営改善が必要な場合の使用料を、まずは 1 箇月分の使用水量が 20m³ で、3,000 円(2 箇月分使用水量 40m³ で 6,000 円)となるよう改善することを示しているが、本市は、前回(H22)の改定により、この水準と同程度の額になっている。

5. 改定案の検討

H25 年度分より見直しする使用料として、以下のとおり改定案を検討した。

◇使用料体系(2 箇月分、税込金額)の改定案 (円)

| 水量区分 | 現行 単価 | 改定案1 | | | 改定案2 | | |
|-------------------------------|----------|---------|-----|-------|---------|-----|-------|
| | | 単価 | 改定額 | 改定率 | 単価 | 改定額 | 改定率 |
| 基本使用料 20 m ³ 以下 | 2,414 | 2,960 | 547 | 22.6% | 2,730 | 316 | 13.1% |
| 使用料収入 | 344 百万円 | 364 百万円 | | | 355 百万円 | | |
| 増収見込額 | | 20 百万円 | | | 11 百万円 | | |
| 平均改定率 | | 5.8% | | | 3.3% | | |

※超過使用料(基本使用料以外)は現行のまま据え置き

※使用料収入は、H23 年度実績による試算額(現年度賦課額)

※平均改定率＝増収見込額÷使用料収入(H23 年度現行：344 百万円)

(1) 改定案1 平均改定率：5.8%

○前回並みの平均改定率

○基本使用料部分のみを改定

○基本使用料(2 箇月分)の改定額は 546 円(22.6%)

(2) 改定案2 平均改定率：3.3%

○基本使用料部分のみの改定

○基本使用料(2 箇月分)の改定額は 316 円(13.1%)

※基本使用料は全ての使用者が負担するため、どちらの改定案でも、全ての使用者に対して、それぞれ同額の引き上げとなる。

6. 改定案の比較

【参考】 前回の審議会(H21 年度)では、平均改定率 5.8%と決定されている。

○基本使用料の改定額は 292 円(13.8%)、超過使用のうち 21～40 m³ の改定率は 13.3%、その他は据置き。

* 一般家庭の標準的な使用水量 40m³ での引上げ額は 712 円(13.5%)

○使用料の算定期間を概ね 3 年とすることなども提言されている。

◇使用料(2 箇月分、税込金額)改定案の比較

(円)

| 使用水量 | 現 行 使用料 | 改定案1 | | | 改定案2 | | |
|---------|------------|--------|-----|-------|--------|-----|-------|
| | | 使用料 | 比較 | 改定率 | 使用料 | 比較 | 改定率 |
| 20m3 以下 | 2,414 | 2,960 | 546 | 22.6% | 2,730 | 316 | 13.1% |
| 30m3 | 4,199 | 4,745 | 546 | 13.0% | 4,515 | 316 | 7.5% |
| 40m3 | 5,984 | 6,530 | 546 | 9.1% | 6,300 | 316 | 5.3% |
| 50m3 | 8,000 | 8,546 | 546 | 6.8% | 8,316 | 316 | 4.0% |
| 100m3 | 18,080 | 18,626 | 546 | 5.5% | 18,396 | 316 | 3.2% |

※使用水量 100m3 超の使用料の引上げ額は、100m3 の場合と同額

※一般家庭の標準的な使用水量は約 40m3(H23 年度は 37m3)

7. 改定後の見通し

使用料の算定期間を H25 年度から H27 年度の 3 箇年とし、改定後の使用料収入の試算に基づく市繰入金等の見通しは以下のとおりである。

◇市繰入金の見通し

(百万円)

| | H25 年度 | H26 年度 | H27 年度 | 3 箇年計 | H28 年度 | H29 年度 |
|------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|
| 現 行 | 877 | 865 | 860 | 2,602 | 847 | 837 |
| 改定案1 | 858 | 842 | 837 | 2,537 | 823 | 812 |
| | △19 | △22 | △23 | △65 | △24 | △24 |
| 改定案2 | 866 | 852 | 847 | 2,565 | 833 | 823 |
| | △11 | △13 | △13 | △37 | △14 | △14 |

※改定案の下段は、現行と比べた縮減効果。

※H25 年 5 月末納期分より使用料を改定。H28、H29 年度は参考値

◇汚水処理費と使用料収入の格差

(百万円)

| | H25 年度 | H26 年度 | H27 年度 | 3 箇年計 | H28 年度 | H29 年度 |
|------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|
| 現 行 | 105 | 138 | 122 | 365 | 122 | 84 |
| 改定案1 | 86 | 115 | 99 | 300 | 99 | 60 |
| 改定案2 | 94 | 125 | 109 | 328 | 109 | 70 |

○汚水処理費と使用料収入との格差は、いずれの改定案でも H27 年度までに解消することはできないが、H25 年度から H27 年度の 3 箇年に、改定案1で約 18%、改定案2で約 10%程度の改善が見込まれる。